

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年3月定例会—

目 次

議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
議案第 17 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	3
議案第 18 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	7
議案第 19 号	盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について	35
議案第 20 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について	36
議案第 21 号	盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例 について	43
議案第 22 号	盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について	44
議案第 23 号	盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条 例について	46
議案第 24 号	盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について	47
議案第 25 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	48
議案第 26 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	50
議案第 27 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	52
議案第 28 号	盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について	56
議案第 41 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	58

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436（うち福祉事務所 129）	1,447（うち福祉事務所 134）	11（うち福祉事務所 5）
水道事業及び下水道事業	202	202	0
病院事業	235	237	2
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	82	84	2
学校	230	230	0
学校以外の教育機関	52	51	△ 1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,278	2,292	14

3 施行期日

令和3年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市職員定数条例

昭和33年 6 月 20 日 条例第25号

改正 略

令和3年 月 日 条例第 号

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。

第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,447人	うち134人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	202人	
病院事業	237人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	84人	
学校	230人	
学校以外の教育機関	51人	
選挙管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	7人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,292人	

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（1） 休職を命ぜられた職員

（2） 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（3） 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（4） 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。

第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。

附 則 略

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

改正前

○盛岡市職員定数条例

昭和33年 6 月 20 日 条例第25号

改正

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。

第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436人	うち129人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	202人	
病院事業	235人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	82人	
学校	230人	
学校以外の教育機関	52人	
選挙管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	7人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,278人	

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（1） 休職を命ぜられた職員

（2） 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（3） 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（4） 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。

第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。

附 則 略

議案第 17 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）の改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る基準額を改めようとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険税の課税において、所得に応じて、応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みを盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）で定めている。今回の税制改正に伴い、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方、基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから、7割・5割・2割軽減において援用している基礎控除額「33万円」を「43万円」に引き上げるとともに、給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属する世帯について、基礎控除額の引き上げが反映されるようその算定式を見直し、軽減判定に不利益を生じさせないよう同条例を改めようとするものである。

（軽減判定基準要件）

区 分	改正前	改正後
7 割軽減	33万円	<u>43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）</u>
5 割軽減	33万円+28.5万円×被保険者数	<u>43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）</u> <u>+28.5万円×被保険者数</u>
2 割軽減	33万円+52万円×被保険者数	<u>43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）</u> <u>+52万円×被保険者数</u>

3 施行期日

令和3年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第146条の10まで 略 (保険税の減額) 第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 1万1,000円	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第146条の10まで 略 (保険税の減額) 第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 1万1,000円

改正後	改正前
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 第147条の2から第150条まで 略 附 則 第1条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「同条に」とあるのは「法第703条の5に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 第147条の2から第150条まで 略 附 則 第1条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)とする。

改正後	改正前
第25条の5から第42条まで 略 附 則（令和3年条例第 号） 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	第25条の5から第42条まで 略

議案第 18 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い、エネルギー消費量について国がモデルとして定める建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定めるとともに、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に新たな区分を設け、当該区分に係る手数料を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容 （下線部分が改正箇所）

(1) 別表65の16の項 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

法で規定された省エネ基準を満たす低炭素建築物として認定された場合は、一部設備部分の床面積を容積率に不算入できるなどの優遇措置が認められる。

事務	区分			第4基準適合性（※1）		第5基準適合性（※2）	
				適合証無	適合証有 （※3）	適合証無	適合証有
65の16 都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律第53条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計 画の認定 の申請に 対する審 査	(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	ア 略	－	－	－	－	－
		イ 略	－	－	－	－	－
		ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エを除く。）	(ア) 300㎡以内のもの	239,000円	10,000円	<u>96,000円</u>	<u>10,000円</u>
			(イ) <u>300㎡を超え1,000㎡以内のもの</u>	<u>297,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>120,000円</u>	<u>17,000円</u>
			(ウ) <u>1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの</u>	380,000円	27,000円	<u>156,000円</u>	<u>27,000円</u>
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	540,000円	80,000円	<u>249,000円</u>	<u>80,000円</u>
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	662,000円	126,000円	<u>309,000円</u>	<u>126,000円</u>
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	780,000円	158,000円	<u>372,000円</u>	<u>158,000円</u>
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	890,000円	198,000円	<u>451,000円</u>	<u>198,000円</u>
		エ ウのうち専ら工場等に類する用途として市長が認める建築物	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円	<u>48,000円</u>	<u>10,000円</u>
			(イ) <u>300㎡を超え1,000㎡以内のもの</u>	<u>138,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>63,000円</u>	<u>17,000円</u>
			(ウ) <u>1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの</u>	179,000円	27,000円	<u>84,000円</u>	<u>27,000円</u>
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	80,000円	<u>154,000円</u>	<u>80,000円</u>
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	356,000円	126,000円	<u>212,000円</u>	<u>126,000円</u>
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	158,000円	<u>258,000円</u>	<u>158,000円</u>
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	198,000円	<u>309,000円</u>	<u>198,000円</u>
		オ 略	－	－	－	－	－
	(2) 略	－	－	－	－	－	－

※1 第4基準適合性とは、標準入力法として詳細な入力により計算比較をして判定する方法のこと。

※2 第5基準適合性とは、大臣が指定するモデル建築物に置き換えして簡易に判定する方法のこと。

※3 適合証有とは、基準に適合する建物として登録評価機関の証明書が添付された場合に適用される。

(2) 別表65の20の項 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

一定規模以上の非住宅建築物に省エネ性能適合性の判定を工事着手前に義務化したもの。

事務	区分	第4基準適合性	第5基準適合性
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	(1) <u>1,000㎡未満のもの</u>	<u>315,000円</u>	<u>123,000円</u>
	(2) <u>1,000㎡以上2,000㎡未満のもの</u>	406,000円	161,000円
	(3) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	580,000円	261,000円
	(4) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	714,000円	341,000円
	(5) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	844,000円	409,000円
	(6) 25,000㎡以上のもの	962,000円	480,000円

(3) 別表65の22の項 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

省エネ基準を超える誘導基準への適合を認定するもので容積率不算入の特例が認められる。

事務	区分			第 1 基準適合性（※4）		第 2 基準適合性（※5）	
				適合証無	適合証有	適合証無	適合証有
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	ア 略	－	－	－	－	－
		イ 略	－	－	－	－	－
	ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	(ア) 300㎡以内のもの	251,000円	11,000円	96,000円	11,000円	
		(イ) <u>300㎡を超え1,000㎡以内のもの</u>	<u>315,000円</u>	<u>19,000円</u>	<u>123,000円</u>	<u>19,000円</u>	
		(ウ) <u>1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの</u>	406,000円	30,000円	161,000円	30,000円	
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	580,000円	89,000円	261,000円	89,000円	
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	714,000円	141,000円	341,000円	141,000円	
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	844,000円	178,000円	409,000円	178,000円	
		(キ) 25,000㎡を超えるもの	962,000円	222,000円	480,000円	222,000円	
	エ 略	－	－	－	－	－	
	(2) 略	－	－	－	－	－	

※4 第1基準適合性とは、標準入力法として詳細な入力により計算比較をして判定する方法のこと。

※5 第2基準適合性とは、大臣が指定するモデル建築物に置き換えて簡易に判定する方法のこと。

(4) 別表65の24の項 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

省エネ基準に適合認定されたことを申請者は広告し、認定マークを建物に表示できるもの。

事務	区分		第4基準適合性		第5基準適合性	
			適合証無	適合証有	適合証無	適合証有
65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(1) 略	—	—	—	—	—
	(2) 略	—	—	—	—	—
	(3) 非住宅建築物	(ア) 300㎡以内のもの	251,000円	11,000円	96,000円	11,000円
		(イ) <u>300㎡を超え1,000㎡以内のもの</u>	<u>315,000円</u>	<u>19,000円</u>	<u>123,000円</u>	<u>19,000円</u>
		(ウ) <u>1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの</u>	406,000円	30,000円	161,000円	30,000円
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	580,000円	89,000円	261,000円	89,000円
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	714,000円	141,000円	341,000円	141,000円
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	844,000円	178,000円	409,000円	178,000円
		(キ) 25,000㎡を超えるもの	962,000円	222,000円	480,000円	222,000円
	(4) 略	—	—	—	—	—

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市手数料条例			○盛岡市手数料条例		
平成12年 3 月30日条例第29号			平成12年 3 月30日条例第29号		
改正 略			改正 略		
令和3年 月 日条例第 号					
第1条 略			第1条 略		
(手数料の徴収等)			(手数料の徴収等)		
第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。			第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。		
2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。			2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。		
第3条 略			第3条 略		
第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。			第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。		
第5条から第9条まで			第5条から第9条まで		
附 則 略			附 則 略		
附 則（令和3年条例第 号）					
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。					
2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。以下同じ。）の手数料について適用し、施行日前にされた同法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。					
3 改正後の盛岡市手数料条例別表65の20の項及び65の21の項の規定は、施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料について適用し、施行日前にされた同法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。					
4 改正後の盛岡市手数料条例別表65の22の項から65の24の項までの規定は、施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項若しくは第36条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第41条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し、施行日前にされた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項若しくは第31条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第36条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。					
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1 から65の15まで略			1 から65の15まで略		
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの	65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの

改正後				改正前			
請に対する審査			審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)	請に対する審査			審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)
			(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円) (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万6,000円) (エ) 床面積の合計が800平方メートル				(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円) (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万6,000円) (エ) 床面積の合計が800平方メートル

改正後				改正前			
			を超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円） （オ）床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円） （カ）床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、8万円） （キ）床面積の合計が8,000平方メートルを超え1万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円） （ク）床面積の合計が1万6,000平方メートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） （ケ）床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める				を超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円） （オ）床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円） （カ）床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、8万円） （キ）床面積の合計が8,000平方メートルを超え1万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円） （ク）床面積の合計が1万6,000平方メートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） （ケ）床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める

改正後				改正前			
			省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の17の項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額とし、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあって				省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の17の項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額とし、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあって

改正後				改正前			
			は、8万円) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円) (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円) (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円) ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物 (エに掲げる建築物を除く。) (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性 (以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては23万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては29万7,000円</u>				は、8万円) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円) (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円) (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円) ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物 (エに掲げる建築物を除く。) (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>23万9,000円</u> (適合証の提出がある場合にあつては、1万円)

改正後				改正前			
			(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円) (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円) (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円) (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000				(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円) (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては78万円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては37万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては89万円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては45万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円） エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては4万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては13万8,000円（適合証の提出が			平方メートル以内のもの 78万円 （適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 89万円 （適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円） エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、1万円）	

改正後				改正前			
			ある場合にあっては、1万7,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては6万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万7,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては8万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円） (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万4,000円）（適合証の提出がある場合にあっては、8万円） (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円） (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000				(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） 、 第5基準適合性に係る認定申請にあっては25万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円） 、 第5基準適合性に係る認定申請にあっては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円） オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、ウ（ア）から (キ)まで （住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、エ（ア）から (キ)まで ）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ（ア）から (キ)まで （住宅・非住宅複合建築物の住				平方メートル以内のもの 42万5,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円） (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円） オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、ウ（ア）から (カ)まで （住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、エ（ア）から (カ)まで ）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ（ア）から (カ)まで （住宅・非住宅複合建築物の住

改正後				改正前			
			戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、エ(ア)から(キ)までに定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額				戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、エ(ア)から(カ)までに定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）	(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額 イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申	65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）	(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額 イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申

改正後				改正前			
			請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額 ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。) 65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額 エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部				請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額 ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。) 65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額 エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(カ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部

改正後			改正前		
		分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積) (65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)) の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)までに(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号エ(ア)から(キ)まで)に定める額を合算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積) (65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)) の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号エ(ア)から(カ)まで)に定める額を合算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の18及び65の19略			65の18及び65の19略		
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(同法	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次に掲げる特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の	65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(同法	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定1件につき、次に掲げる特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の

改正後		改正前	
第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	21の項及び65の25の項において同じ。)に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	21の項及び65の25の項において同じ。)に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
	(1) 床面積の合計が		(1) 床面積の合計が
	1,000平方メートル未満のもの	第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万円	
	5,000円	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万円	
	3,000円		
	(2) 床面積の合計が		(1) 床面積の合計が
	1,000平方メートル以上	2,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル未満のもの
			省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
		第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万円	にあっては40万円
		6,000円	6,000円
		同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万円	にあっては16万円	
	1,000円	1,000円	
(3) 床面積の合計が		(2) 床面積の合計が	
2,000平方メートル以上	5,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上	
	第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円	5,000平方メートル未満のもの	
	円	第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては26万1,000円	にあっては58万円	
		円	
	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万円	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	1,000円	にあっては16万円	
(4) 床面積の合計が		(3) 床面積の合計が	
5,000平方メートル以上	1万平方メートル未満のもの	5,000平方メートル以上	
	第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万円	1万平方メートル未満のもの	
	4,000円	第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万円	にあっては71万円	
		4,000円	
	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万円	第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	1,000円	にあっては16万円	

改正後				改正前			
			定申請にあっては34万1,000円 (5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては40万9,000円 (6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては48万円				定にあっては34万1,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては40万9,000円 (5) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては48万円
65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、当該各号に定める額		65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定1件につき、65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、当該各号に定める額	
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物を		65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物を	

改正後				改正前			
			いう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、6,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円) イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 7万7,000円(適合証				いう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、6,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円) イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 7万7,000円(適合証

改正後				改正前			
			の提出がある場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5万円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの31万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円） ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）、同号イ（2）及びロ（2）に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万				の提出がある場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5万円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの31万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円） ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）、同号イ（2）及びロ（2）に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万

改正後				改正前			
			1,000円)				1,000円)
			(イ) 床面積の合計				
			が300平方メートル				
			を超え1,000平方メ				
			ートル以内のもの				
			第1基準適合性に				
			係る認定申請にあ				
			っては31万5,000円				
			(適合証の提出が				
			ある場合にあつて				
			は、1万9,000				
			円)、第2基準適				
			合性に係る認定申				
			請にあつては12万				
			3,000円(適合証の				
			提出がある場合に				
			あつては、1万				
			9,000円)				
			(ウ) 床面積の合計				(イ) 床面積の合計
			が1,000平方メート				が 300平方メート
			ルを超え2,000平方				ルを超え2,000平方
			メートル以内のも				メートル以内のも
			の第1基準適合				の第1基準適合
			性に係る認定申請				性に係る認定申請
			にあつては40万				にあつては40万
			6,000円(適合証の				6,000円(適合証の
			提出がある場合に				提出がある場合に
			あつては、3万				あつては、3万
			円)、第2基準適				円)、第2基準適
			合性に係る認定申				合性に係る認定申
			請にあつては16万				請にあつては16万
			1,000円(適合証の				1,000円(適合証の
			提出がある場合に				提出がある場合に
			あつては、3万				あつては、3万
			円)				円)
			(エ) 床面積の合計				(ウ) 床面積の合計
			が2,000平方メート				が2,000平方メート
			ルを超え5,000平方				ルを超え5,000平方
			メートル以内のも				メートル以内のも
			の第1基準適合				の第1基準適合
			性に係る認定申請				性に係る認定申請
			にあつては58万円				にあつては58万円
			(適合証の提出が				(適合証の提出が
			ある場合にあつて				ある場合にあつて
			は、8万9,000				は、8万9,000
			円)、第2基準適				円)、第2基準適
			合性に係る認定申				合性に係る認定申
			請にあつては26万				請にあつては26万
			1,000円(適合証の				1,000円(適合証の
			提出がある場合に				提出がある場合に
			あつては、8万				あつては、8万
			9,000円)				9,000円)
			(オ) 床面積の合計				(エ) 床面積の合計
			が5,000平方メート				が5,000平方メート
			ルを超え1万平方				ルを超え1万平方
			メートル以内のも				メートル以内のも
			の第1基準適合				の第1基準適合
			性に係る認定申請				性に係る認定申請
			にあつては71万				にあつては71万
			4,000円(適合証の				4,000円(適合証の
			提出がある場合に				提出がある場合に
			あつては、14万				あつては、14万
			1,000円)、第2基				1,000円)、第2基

改正後				改正前			
			準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円） (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円） (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円） エ 複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。） 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建				準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円） (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円） (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円） エ 複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。） 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建

改正後				改正前			
			建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額				建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(カ)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分		65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分	

改正後				改正前			
			65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額 エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により				65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額 エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により

改正後				改正前			
			算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額				算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額	(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第	65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額	(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第

改正後				改正前			
			1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第 1 基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては 3 万 8,000 円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 2 条第 1 項第 3 号 に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、6,000 円）、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第 2 基準適合性」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性（以下この項において「第 3 基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては 2 万円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円） イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 第 1 基準適合性に係る認定申請にあっては 4 万 3,000 円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円）、第 2 基準適合性又は第 3 基準適合性に係る認定申請にあっては 2 万 1,000 円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円） (2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300				1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第 1 基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては 3 万 8,000 円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 2 条 第 3 号 に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、6,000 円）、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第 2 基準適合性」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性（以下この項において「第 3 基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては 2 万円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円） イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 第 1 基準適合性に係る認定申請にあっては 4 万 3,000 円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円）、第 2 基準適合性又は第 3 基準適合性に係る認定申請にあっては 2 万 1,000 円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000 円） (2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とする場合にあっては、共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円） ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円） エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円） (3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床				平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円） ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円） エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円） (3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床

改正後				改正前			
		面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額				面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）				ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）	
		イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円）					
		ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）				イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）	
		エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては58万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）				ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては58万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）	
		オ 床面積の合計が				エ 床面積の合計が	

改正後				改正前			
			5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円） カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円） キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円） (4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに				5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円） オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円） カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円） (4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じて、それぞれア又はイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに

改正後				改正前			
			定める額 イ 非住宅部分 第3号アからキまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額				定める額 イ 非住宅部分 第3号アからカまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからカまでに定める額
65の25から74まで略				65の25から74まで略			

議案第 19 号

盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

市が提供する通所サービスの廃止に伴い、通所サービスに係る手数料を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市通所サービス手数料条例（平成12年条例第9号）を廃止する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 事業廃止後の対応について

市が提供する通所サービスを令和3年2月1日現在利用している4人については、介護予防・日常生活支援総合事業による利用に移行し、これまでと同様のサービス提供を受ける予定である。

議案第 20 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）の改正に伴い，飲食店営業許可申請手数料等の額を改定し，喫茶店営業許可申請手数料等を廃止し，及び調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料等を定めるとともに，飲食店営業等の許可を受けたことを証する書面の書換え交付及び再交付に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 公衆衛生に与える影響が著しい営業として，市長の許可を受けなければならない34業種が，新設，統合及び再編により32業種に改められたことに伴い，営業許可申請手数料の額を改定する。（別紙参照）

(2) 営業許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を新たに定める。

ア 営業許可証書換え交付手数料 2,000円

イ 営業許可証再交付手数料 2,500円

3 施行期日

(1) 2－(1) 令和3年6月1日（改正法及び改正政令の施行日）

(2) 2－(2) 公布の日

4 歳入見込

H A C C P に沿った衛生管理の制度化等に伴う審査時間の延長により，各営業許可申請手数料は増額となるが，許可業種の統廃合により許可件数は減少することが想定されるため，令和2年度比で約 622千円の減額が見込まれる。

(別紙) 新旧許可業種の営業許可申請手数料額

旧業種 (全34業種)			新業種 (全32業種)		
①飲食店営業	新規	16,000円	①飲食店営業	新規	18,000円
	継続	14,400円		継続	16,200円
	臨時	8,000円		臨時	9,000円
②喫茶店営業	新規	9,600円	②調理の機能を有する自動販売機による営業	新規	10,000円
	継続	8,600円		継続	9,000円
	臨時	4,800円			
⑫食肉販売業	新規	9,600円	③食肉販売業	新規	11,000円
	継続	8,600円		継続	9,900円
⑭魚介類販売業	新規	9,600円	④魚介類販売業	新規	11,000円
	継続	8,600円		継続	9,900円
⑮魚介類競り売り営業	新規	21,000円	⑤魚介類競り売り営業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑨集乳業	新規	9,600円	⑥集乳業	新規	11,000円
	継続	8,600円		継続	9,900円
⑥乳処理業	新規	21,000円	⑦乳処理業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑦特別牛乳搾取処理業	新規	21,000円	⑧特別牛乳搾取処理業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑪食肉処理業	新規	21,000円	⑨食肉処理業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑬食品の放射線照射業	新規	21,000円	⑩食品の放射線照射業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
③菓子製造業	新規	14,000円	⑪菓子製造業	新規	16,000円
	継続	12,600円		継続	14,400円
④あん類製造業	新規	14,000円			
	継続	12,600円			
⑤アイスクリーム類製造業	新規	14,000円	⑫アイスクリーム類製造業	新規	16,000円
	継続	12,600円		継続	14,400円
⑧乳製品製造業	新規	21,000円	⑬乳製品製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑬清涼飲料水製造業	新規	21,000円	⑭清涼飲料水製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑯乳酸菌飲料製造業	新規	14,000円			
	継続	12,600円			
⑬食肉製品製造業	新規	21,000円	⑮食肉製品製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
⑯魚肉練り製品製造業	新規	16,000円	⑯水産製品製造業	新規	23,000円
	継続	14,400円		継続	20,700円
⑳氷雪製造業	新規	21,000円	⑰氷雪製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
			⑱液卵製造業	新規	23,000円
				継続	20,700円
㉓食用油脂製造業	新規	21,000円	⑲食用油脂製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
㉔マーガリン又はショートニング製造業	新規	21,000円			
	継続	18,900円			
㉕みそ製造業	新規	16,000円	㉔みそ又はしょうゆ製造業	新規	18,000円
	継続	14,400円		継続	16,200円
㉖しょうゆ製造業	新規	16,000円			
	継続	14,400円			
㉚酒類製造業	新規	16,000円	㉑酒類製造業	新規	18,000円
	継続	14,400円		継続	16,200円
㉛豆腐製造業	新規	14,000円	㉒豆腐製造業	新規	16,000円
	継続	12,600円		継続	14,400円
㉜納豆製造業	新規	14,000円	㉓納豆製造業	新規	16,000円
	継続	12,600円		継続	14,400円
㉝麺類製造業	新規	14,000円	㉔麺類製造業	新規	16,000円
	継続	12,600円		継続	14,400円
㉞そうざい製造業	新規	21,000円	㉕そうざい製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
			㉖複合型そうざい製造業	新規	30,000円
				継続	27,000円
㉟食品の冷凍又は冷蔵業	新規	21,000円	㉗冷凍食品製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
			㉘複合型冷凍食品製造業	新規	30,000円
				継続	27,000円
			㉙漬物製造業	新規	23,000円
				継続	20,700円
㉚缶詰又は瓶詰食品製造業	新規	21,000円	㉚密封包装食品製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
㉛ソース類製造業	新規	16,000円			
	継続	14,400円			
			㉛食品の小分け業	新規	16,000円
				継続	14,400円
㉜添加物製造業	新規	21,000円	㉜添加物製造業	新規	23,000円
	継続	18,900円		継続	20,700円
㉞乳類販売業	新規	9,600円			
	継続	8,600円			
㉟氷雪販売業	新規	14,000円			
	継続	12,600円			

※屋内に設置するカップ式飲料自動販売機は届出

※容器包装に入ったもののみ販売する場合は届出

※実質的には対象品目の拡大

※冷蔵流通するもの、はちみつ、酢は届出

【第1条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号	○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略																								
第1条 略 (手数料の徴収等)	第1条 略 (手数料の徴収等)																								
第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。	第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。																								
2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。	2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。																								
3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。	3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。																								
第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	第3条から第9条まで 略 附 則 略																								
別表第1 略 別表第2（第2条関係）	別表第1 略 別表第2（第2条関係）																								
<table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 から34まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>34の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付</td><td>営業許可証書換え交付手数料</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>34の3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付</td><td>営業許可証再交付手数料</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>35から83まで 略</td><td></td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から34まで 略			34の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円	34の3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	営業許可証再交付手数料	2,500円	35から83まで 略			<table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 から34まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>35から83まで 略</td><td></td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から34まで 略			35から83まで 略		
手数料を徴収する事務	名称	金額																							
1 から34まで 略																									
34の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円																							
34の3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	営業許可証再交付手数料	2,500円																							
35から83まで 略																									
手数料を徴収する事務	名称	金額																							
1 から34まで 略																									
35から83まで 略																									

【第2条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																						
○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号	○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略																																																						
盛岡市保健所手数料条例 第1条 略 (手数料の徴収等) 第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割(防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあつては、4割)に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。 2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。 3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号) この条例は、令和3年6月1日から施行する。	盛岡市保健所手数料条例 第1条から第7条まで 略 (手数料の徴収等) 第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割(防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあつては、4割)に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。 2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。 3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 第3条から第7条まで 略 附 則 略																																																						
別表第1 略 別表第2 (第2条関係)	別表第1 略 別表第2 (第2条関係)																																																						
<table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査</td><td>飲食店営業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき18,000円 (2) 継続1件につき16,200円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき9,000円</td></tr><tr><td>2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の調理の機能の有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</td><td>調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき10,000円 (2) 継続1件につき9,000円</td></tr><tr><td>3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売業の許可の申請に対する審査</td><td>食肉販売業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円</td></tr><tr><td>4 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査</td><td>魚介類販売業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円</td></tr><tr><td>5 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</td><td>魚介類競り売り営業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円</td></tr><tr><td>6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の集乳業の許可の申請に対する審査</td><td>集乳業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円</td></tr><tr><td>7 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の乳処理業の許可の申請に対する審査</td><td>乳処理業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円</td></tr><tr><td>8 食品衛生法第55条第1項</td><td>特別牛乳搾</td><td>(1) 新規1件につき</td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき18,000円 (2) 継続1件につき16,200円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき9,000円	2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の調理の機能の有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき10,000円 (2) 継続1件につき9,000円	3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円	4 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円	5 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円	6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円	7 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円	8 食品衛生法第55条第1項	特別牛乳搾	(1) 新規1件につき	<table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査</td><td>飲食店営業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき8,000円</td></tr><tr><td>2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査</td><td>喫茶店営業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき4,800円</td></tr><tr><td>3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査</td><td>菓子製造業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円</td></tr><tr><td>4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査</td><td>あん類製造業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円</td></tr><tr><td>5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</td><td>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円</td></tr><tr><td>6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査</td><td>乳処理業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円</td></tr><tr><td>7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</td><td>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</td><td>(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円</td></tr><tr><td>8 食品衛生法第52条第1項</td><td>乳製品製造</td><td>(1) 新規1件につき</td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき8,000円	2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき4,800円	3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	8 食品衛生法第52条第1項	乳製品製造	(1) 新規1件につき
手数料を徴収する事務	名称	金額																																																					
1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき18,000円 (2) 継続1件につき16,200円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき9,000円																																																					
2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の調理の機能の有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき10,000円 (2) 継続1件につき9,000円																																																					
3 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円																																																					
4 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円																																																					
5 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円																																																					
6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき11,000円 (2) 継続1件につき9,900円																																																					
7 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき23,000円 (2) 継続1件につき20,700円																																																					
8 食品衛生法第55条第1項	特別牛乳搾	(1) 新規1件につき																																																					
手数料を徴収する事務	名称	金額																																																					
1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき8,000円																																																					
2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易なものの1件につき4,800円																																																					
3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円																																																					
4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円																																																					
5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円																																																					
6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円																																																					
7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円																																																					
8 食品衛生法第52条第1項	乳製品製造	(1) 新規1件につき																																																					

改正後			改正前		
の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	取処理業許可申請手数料	23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
9 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	9 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
10 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	10 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
11 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	11 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
12 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	12 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
13 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	13 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
14 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	14 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
15 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	15 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の魚介類せりり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せりり売営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
16 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	16 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
17 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の水雪製造業の許可の申請に対する審査	水雪製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	17 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
18 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	18 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
19 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	19 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
20 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 18,000円 (2) 継続1件につき 16,200円	20 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
21 食品衛生法第55条第1項	酒類製造業	(1) 新規1件につき	21 食品衛生法第52条第1項	水雪製造業	(1) 新規1件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	18,000円 (2) 継続1件につき 16,200円	の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の水雪製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
22 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	22 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の水雪販売業の許可の申請に対する審査	水雪販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
23 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	23 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
24 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号の麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	24 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
25 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	25 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
26 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 30,000円 (2) 継続1件につき 27,000円	26 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醬油製造業の許可の申請に対する審査	醬油製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
27 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	27 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
28 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 30,000円 (2) 継続1件につき 27,000円	28 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
29 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	29 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
30 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	30 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
31 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号の食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	31 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
32 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 23,000円 (2) 継続1件につき 20,700円	32 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
33 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円	33 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
34 食品衛生法第55条第1項	営業許可証	2,500円	34 食品衛生法第52条第1項	添加物製造	(1) 新規1件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく営業の許可を	再交付手数料		の規定に基づく食品衛生法施	業許可申請	21,000円
受けたことを証する書面の再	料		行令第35条第34号の添加物製	手数料	(2) 継続1件につき
交付			造業の許可の申請に対する審		18,900円
			査		
			34の2 食品衛生法第55条第	営業許可証	2,000円
			1項の規定に基づく営業の許	書換え交付	
			可を受けたことを証する書面	手数料	
			の書換え交付		
			34の3 食品衛生法第55条第	営業許可証	2,500円
			1項の規定に基づく営業の許	再交付手数	
			可を受けたことを証する書面	料	
			の再交付		
35から83まで 略			35から83まで 略		

議案第 21 号

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

盛岡駅西口地区土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

当該施行規程を廃止するものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 22 号

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

上飯岡農村公園を設置しようとするものである。

2 改正の内容

第2条の表に上飯岡農村公園の項を加える。

3 施行期日

令和3年4月1日

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
○盛岡市農村公園条例 平成 5 年 3 月 23 日 条例第 10 号 改正 略 令和 3 年 月 日 条例第 号 盛岡市農村公園条例 第 1 条 略 (設置) 第 2 条 農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、農村公園を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>越場農村公園</td><td>盛岡市本宮字上越場 23 番地 13</td></tr> <tr> <td>飯岡農村公園</td><td>盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地</td></tr> <tr> <td>猪去農村公園</td><td>盛岡市猪去外久保 82 番地</td></tr> <tr> <td>釘の平農村公園</td><td>盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2</td></tr> <tr> <td>川又農村公園</td><td>盛岡市川又字赤坂 12 番地 169</td></tr> <tr> <td>上飯岡農村公園</td><td>盛岡市上飯岡 16 地割 26 番地 1</td></tr> </table> 第 3 条 及び 第 4 条 略 附 則 略 附 則 (令和 3 年 条例第 号) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	名称	位置	越場農村公園	盛岡市本宮字上越場 23 番地 13	飯岡農村公園	盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地	猪去農村公園	盛岡市猪去外久保 82 番地	釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2	川又農村公園	盛岡市川又字赤坂 12 番地 169	上飯岡農村公園	盛岡市上飯岡 16 地割 26 番地 1	○盛岡市農村公園条例 平成 5 年 3 月 23 日 条例第 10 号 改正 略 盛岡市農村公園条例 第 1 条 略 (設置) 第 2 条 農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、農村公園を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>越場農村公園</td><td>盛岡市本宮字上越場 23 番地 13</td></tr> <tr> <td>飯岡農村公園</td><td>盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地</td></tr> <tr> <td>猪去農村公園</td><td>盛岡市猪去外久保 82 番地</td></tr> <tr> <td>釘の平農村公園</td><td>盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2</td></tr> <tr> <td>川又農村公園</td><td>盛岡市川又字赤坂 12 番地 169</td></tr> </table> 第 3 条 及び 第 4 条 略 附 則 略	名称	位置	越場農村公園	盛岡市本宮字上越場 23 番地 13	飯岡農村公園	盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地	猪去農村公園	盛岡市猪去外久保 82 番地	釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2	川又農村公園	盛岡市川又字赤坂 12 番地 169
名称	位置																										
越場農村公園	盛岡市本宮字上越場 23 番地 13																										
飯岡農村公園	盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地																										
猪去農村公園	盛岡市猪去外久保 82 番地																										
釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2																										
川又農村公園	盛岡市川又字赤坂 12 番地 169																										
上飯岡農村公園	盛岡市上飯岡 16 地割 26 番地 1																										
名称	位置																										
越場農村公園	盛岡市本宮字上越場 23 番地 13																										
飯岡農村公園	盛岡市下飯岡 8 地割 101 番地																										
猪去農村公園	盛岡市猪去外久保 82 番地																										
釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷 32 番地 2																										
川又農村公園	盛岡市川又字赤坂 12 番地 169																										

議案第 23 号

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

身体障害者福祉センター及び地域福祉センターを廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 事業廃止後の対応について

廃止後の施設の運営は、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画に基づき、身体障害者福祉センターの機能を地域福祉センターへ移転したうえで社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が引き継ぐものである。

議案第 24 号

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

児童発達支援センターを廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 事業廃止後の対応について

廃止後の施設の運営は、盛岡市公共施設最適化・長寿命化計画に基づき、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が引き継ぐものである。

議案第 25 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東見前保育園を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第3条の表から東見前保育園の項を削る。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

盛岡市立保育所民営化計画及び第4次民営化実施計画に基づき、盛岡市立東見前保育園を令和4年4月1日から民営化する。

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																										
○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町9番33号</td></tr> <tr> <td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td></tr> <tr> <td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr> <td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町2番8号</td></tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td></tr> <tr> <td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地1</td></tr> <tr> <td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td></tr> <tr> <td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地2</td></tr> </table> 第4条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和4年4月1日から施行する。	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略 盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町9番33号</td></tr> <tr> <td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td></tr> <tr> <td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr> <td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町2番8号</td></tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td></tr> <tr> <td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地1</td></tr> <tr> <td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td></tr> <tr> <td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地2</td></tr> <tr> <td>東見前保育園</td><td>盛岡市東見前5地割102番地</td></tr> </table> 第4条から第7条まで 略 附 則 略	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地
名称	位置																																										
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																										
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																										
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																										
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																										
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号																																										
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																										
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																										
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																										
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																										
名称	位置																																										
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																										
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																										
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																										
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																										
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号																																										
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																										
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																										
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																										
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																										
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																										

議案第 26 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

大新児童館の移転に伴い当該施設の名称及び位置を改めるとともに、見前北児童センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

第2条第1項の表盛岡市立大新児童館の項を次のように改める。

盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号
--------------	--------------

第2条第1項の表に次のように加える。

盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1
---------------	-----------------

3 施行期日

令和4年4月1日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																										
○盛岡市児童館条例 昭和53年 3 月 25 日 条例第19号 改正 略 令和3年 月 日 条例第 号 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> </table> 2 児童館に次表のとおり分室を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> </table> 第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和4年4月1日から施行する。	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	○盛岡市児童館条例 昭和53年 3 月 25 日 条例第19号 改正 略 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童館</td><td>盛岡市南青山町13番3号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> </table> 2 児童館に次表のとおり分室を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> </table> 第3条から第17条まで 略 附 則 略	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																										
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																										
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																										
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																										
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																										
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																										
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																										
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																										
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																										
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																										
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																										
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																										
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																										
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																										
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																										
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																										
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																										
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																										
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																										
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																										
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																										
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																										
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																										
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																										
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																										
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																										
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																										
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																										
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																										
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																										

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和3年度から令和5年度までの介護保険料の保険料率及び保険料率の算定に関する基準の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第8期盛岡市介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び保険料率の年額を別表のように定める。
- (2) 介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料額の算定に係る合計所得金額の特例控除に、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得」を加える。
- (2) 税制改正により給与所得及び公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方、基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから、給与所得控除又は公的年金等控除が適用される被保険者に、介護保険料の負担水準に関して不利益が生じないように、第1被保険者の保険料率の算定における合計所得金額から10万円を控除する特例措置を定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

別 表

段階区分	対象者	保険料 基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	6,174 円	0.30 ※注 (0.50)	1,852 円 (3,087 円)	22,200 円 (37,000 円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え 120万円以下の人		0.45 ※注 (0.70)	2,778 円 (4,322 円)	33,300 円 (51,900 円)
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.70 ※注 (0.75)	4,322 円 (4,631 円)	51,900 円 (55,600 円)
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,174円	74,100円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 120万円以上 210万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 210万円以上 320万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第9段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 320万円以上 400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 400万円以上 700万円未満の人		1.95	12,039円	144,500円
第11段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 700万円以上の人		2.10	12,965円	155,600円

※注：括弧書きは、本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前である。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護保険条例 平成12年 3 月 30 日 条例第26号 改正 略 令和3年 月 日 条例第 号 盛岡市介護保険条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。））、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。） (11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万2,200円とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る	○盛岡市介護保険条例 平成12年 3 月 30 日 条例第26号 改正 略 盛岡市介護保険条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。））、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。） (11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万2,200円とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

改正後	改正前
る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。	る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。
4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万1,900円とする。	4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万1,900円とする。
第4条から第32条まで 略	第4条から第32条まで 略
附 則	附 則
第1条から第13条まで 略	第1条から第13条まで 略
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	
第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。	
2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。	
3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。	
附 則 略	
附 則（令和3年条例第 号）	
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。	
2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。	
	附 則 略

議案第 28 号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の改正に伴い、営業の廃止等の届出及び許可営業者に係る死亡等の届出を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 食品衛生法施行規則に、廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合の届出が規定されたことから、営業の廃止等の届出及び許可営業者の死亡等の届出の規定を削る。
- (2) その他、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年6月1日（改正法及び改正省令の施行日）

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市食品衛生法施行条例 第1条及び第2条 略 (営業許可証の交付等) 第3条 市長は、法第55条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付しなければならない。 2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第54条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 (委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号) この条例は、令和3年6月1日から施行する。	○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正 略 盛岡市食品衛生法施行条例 第1条及び第2条 略 (営業許可証の交付等) 第3条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付しなければならない。 2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第51条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 (営業の廃止等の届出) 第4条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業業者」という。)は、営業を廃止し、30日以上休止し、又は休止した営業を再開したときは、当該営業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 (死亡等の届出) 第5条 許可営業業者が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたとき(法人にあっては、解散したとき)は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の届出義務者(法人にあっては、清算人)は、当該許可営業業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日(法人にあっては、解散の日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第53条第1項の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可営業業者の地位を承継する場合は、この限りでない。 (委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が、令和3年2月3日に公布され、同月13日に施行されることに伴い、盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したもの。

2 改正の内容

盛岡市国民健康保険条例第5条第1項中で定める傷病手当金の支給に係る新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

3 施行期日

令和3年2月13日

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号 改正 略 令和3年2月12日条例第1号 盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第1条から第4条まで 略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第5条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項及び次条において同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超える場合にあっては、当該金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 第6条から第12条まで 略 附 則 略 附 則（令和3年条例第1号） この条例は、令和3年2月13日から施行する。	○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号 改正 略 盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第1条から第4条まで 略 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第5条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項及び次条において同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超える場合にあっては、当該金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 第6条から第12条まで 略 附 則 略